

さあとらす



インタビュー

みふねたかし

新連載

著作権お悩み相談室
生成AIと著作権の今



イラスト素材サイト「いらすとや」を運営する、
イラストレーターのみふねたかしさんにお話を伺いました。



楽しくて便利なイラストを描きたい

イラストレーター みふねたかし

—まずは子どもの頃のお話を伺いたと思います。
みふねさんはどんなお子さんでしたか。

典型的なお絵描き少年だったと思います。図工や美術が好きで、自由時間にずっと絵を描いていて、勉強はあまりやらないけれど、絵が描けるからそれで周りにいろいろ目をつむってもらっている、みたいなタイプの子どもでした。

小学生の頃は、はやっている漫画を友達に頼まれて描くなどしていました。格闘漫画のような格好いいものを描くことが多かったのですが、かわいいキャラクターの方が描きやすく好きでした。

中学生ぐらいから、水彩画や油絵を家で描くようになって、高校では美術部に入っていました。でも絵はたまに趣味でやるくらいに思っていたので、卒

業してから専門的に美術を学ぼうという気はなかったんですけど、高校の先生に「結構いいから、頑張ったほうがいいよ」と背中を押してもらいました。それは絵を描き続ける大きなモチベーションになったのかなと思います。

—みふねさんがイラストレーターになろうと思ったきっかけ、理由は何ですか。

「よし、やるぞ」みたいな明確なきっかけはなくて、結構ぼんやりしています。就職してから1年ぐらいデザイナーとして働いていたんですが、あまり自分には合わなくて会社を辞めた後に、デザイン以外のことをやりたくなりました。

ほかにできることが絵を描くことくらいだったので、当時やっていたサイトに絵を載せたんです。そうしたら意外とすぐに仕事をもらえて、そのままいくつか仕事をこなしているうちに、いつのまにかイラストレーターを名乗るようになりました。

Profile

みふねたかし／イラストレーター。2012年にイラスト素材サイト「いらすとや」を開設。節分のイラストからはじまった「いらすとや」は、絵のタッチや扱っている点数の多さなどから徐々に評判を集め、今やそのイラスト素材はありとあらゆる場所で使われている。現在は企業とのコラボやLINEスタンプの作成などを中心に活動中。



——「いらすとや」を始めたきっかけは何ですか。

これもいろいろな要因があるので、「何となくです」といつも答えています。でも一つ挙げるとすれば、「いらすとや」は2012年の2月頃に始めているんですが、その前年の東日本大震災での圧倒的無力感から、何かやらなくてはいけない、みたいな気持ちはずっともやもやとあったのは大きいと思います。

当時仕事もそれなりに頑張っていて、イラストレーターとして少しずつ自信を持つようになっていたのですが、大きな災害を前に自分にできることが何も思い浮かばなくて、それまであった小さな自信はなくなってしまいました。

せっかく絵を描いているのだから、自分の作品を通して多くの人に喜んでもらったり、多くの人の助けになったりしたい。そういう気持ちに気づかされたきっかけではあると思います。今、自分ができることは何だろうとしっかり考えるようになりました。

——コロナ禍のとき、医療に関わる絵がすぐに公開されたのはすごいなと思いました。

たぶん震災のときの気持ちがあったんだと思います。次にもし何かあったら、自分ができることが何かきちんと考えて早く動きたいって。やはり心残りがすごくあったので。だからコロナ禍のときも、何が正解かは分からないけれど、こういうイラストがあったほうがきっと多くの人助かるのかなと思うものを、積極的に描いた記憶があります。

ただ、「いらすとや」自体をメディアにしたいくないという気持ちもあります。「いらすとや」の絵に僕自身の意見というのは、あまり乗せないようにしています。あくまでも世の中に求められているだろうと思うものを自分が理解できる範囲で描くようにしています。それをもし、必要とっていただけるのであれば使ってくださいという気持ちです。

——「いらすとや」が始まってから10年以上経ってい

ますが、みふねさんのイラストが多く使われている理由の一つに、イラストの魅力が大きいと思います。ここまで広がると予想されていたか。

もちろんしていません。「いろいろなところで使われている」と言っていただくことは多いんですが、なぜなのか自分でも不思議に思っています。

現在は「いらすとや」の定期更新は止め、たまに気が向いたときに更新をするという形に変更しました。いったん終了ということで。今はもっと別のことをやりたいと思っています。10年やって満足した、やりきったということだと思います。

——本誌を読んでいただいている学校の先生がたにに向けてのメッセージをお願いします。

今はコンプライアンスが厳しく先生がたはいろいろな制限の中で活動されていると思います。僕が子どもの頃の先生たちよりも繊細な対応が必要とされていて、本当に大変な職業だと思います。ですので、もし「いらすとや」を使うことでお仕事の助けになり、息抜きになるのであれば嬉しいなと思ってイラストを描いています。ぜひお仕事にお役立てください。

——最後に、みふねさんは「著作権」というものをどうお考えですか。

作家の活動を守るためには必要不可欠なものです。ただ生産する側と消費する側の関係が昔のように一直線ではないので、管理するのは本当に大変だろうなと感じています。

おそらく、これからさまざまな方法でたくさんの素材が生まれ、把握しきれないほどのコンテンツであふれる時代になってくると思います。そういう意味で、著作権にとって今は過渡期だと思います。これから大きく変わってくる部分もあると思うので、僕もよく分からないままずっと構えている状態です、というのが正直なところでは。

親しもう！ 教育と著作権

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生に分かりやすく
解説していただきます。



解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美

第2回 著作権の中身

著作権は一つの権利…ではない！

著作権は、自分が作ったものを守るための権利です。「自分が作ったもの」が「著作物」にあたる場合に守ってくれます。「著作物とは何か」という話は第1回に書いていますので、そちらもご参照ください。

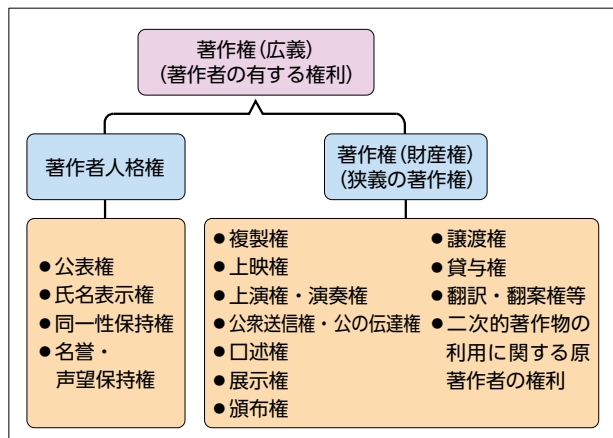
著作権は「権利の束」といわれています。「著作権」という一つの権利が存在するのではなく、著作者に与えられたさまざまな権利の総体が「著作権」だからです。著作権(広義)には著作者人格権と経済的な権利である著作権(狭義)があります。「著作権」という場合、狭義の著作権を意味していることが多いので、今回は著作権(狭義)について説明します。

〇〇権=他人に勝手に〇〇するなといえる権利

図を見ると分かるように、狭義の著作権にも多くの権利が含まれています。「〇〇権」とは、著作者が他人に対して「無断で〇〇するなといえる権利」のことです。無断で利用すると、原則として著作権侵害になります。「原則として」と書いたのは、許諾がなくても著作物を利用できる場合があるからです。このような規定については、別の回で説明します。

権利の名称を見れば多くの権利の内容について見当がつくかもしれませんが、著作権法特有の意味を

図 著作権の中身



持っている場合もあるので、学校教育に関連する可能性が高い権利を中心に解説していきます。

複製権

Copyright(著作権)という言葉からも分かるように、複製権は著作権の根幹です。複製とは、著作物を、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することです。デジタルデータとして保存することも「複製」なので、現代では、多くの場合、著作物の利用行為は複製を伴います。

著作権者は他人に対して「自分の著作物を無断で複製するな」ということができます。つまり、他人の著作物を複製したい人は、著作権者から許諾を得る必要があるということです。

例えば、権利者の許諾を得ずに新聞の紙面をコピーやスキャンしたり、記事本文をコピーして転載したりすると、原則として複製権の侵害です。こう書くと、「授業で新聞記事を配るのはどうなるの?」と心配になるかもしれませんが、学校教育については特別な規定があります(別の回で説明します)。

上演権・演奏権

著作物の上演・演奏に関する権利です。「浴室で歌うのはどうなるんだろう? 自宅で子どもといっしょにピアノの練習をするのは大丈夫なの?」と思うかもしれませんが、これらの行為については、上演権・演奏権は問題になりません。「公衆に直接見せ又は聞かせること」を目的とした行為が対象だからです。これを著作権法では「公に」といっています。

著作権法上の「公衆」の意味は以下のとおりです。

- 1 不特定・多数 → 「公衆」にあたる
- 2 不特定・少数 → 「公衆」にあたる
- 3 特定・多数 → 「公衆」にあたる
- 4 特定・少数 → 「公衆」にあたらない

つまり、特定かつ少数に対する上演・演奏の場合だけが「公に」に該当しないこととなります。多数・少数の区別に明確なルールはなく、裁判例などでも状況次第です。もっとも、著作権法が「授業目的の公衆送信」という制度を設けたことを考えると、30名や40名の1クラスは「公衆」にあたる应考虑すべきでしょう。

著作権法の「演奏」には、ライブの演奏に加え、録音物の再生も含まれます。音楽CDやダウンロードしてある音源を再生する行為も、「演奏」です。電気通信回線を通じた演奏の伝達も「演奏」なので、校内放送で楽曲をBGMとして流す行為も、著作権法上は「演奏」に該当します。

公衆送信権

「公衆送信」は、放送・有線放送とネット配信などを含んだ概念です。ネット配信の場合、実際に送信が行われなくても、著作物であるコンテンツを権利者に無断でアップロードした段階(送信可能化)で公衆送信権の侵害になります。前記のように「公衆」には特定・多数も含まれるので、学校関係者のみアクセスできるネットワークに著作物をアップロードする場合も公衆送信です。ただし、同一構内に機器が設置されており、同一構内からのみアクセスできるというサーバーにアップロードする場合などは、「公衆送信」にはあたりません。

翻訳権・翻案権等

翻訳、編曲、変形、翻案(脚色、映画化等)などによって、もともとの著作物の特徴を活かしながら、別の著作物を創作してできた著作物を「二次的著作物」といいます。原著物に、創作性がないわずかな加工を加えた場合には、「二次的著作物」ではなく、「複製」の範囲内になります(もっとも、無断で行えばいずれも著作権侵害です)。

例えば小説をもとにして脚本を作った場合、小説が原著物で、脚本は二次的著作物になります。小説の著作者は作家で、脚本の著作者は脚本家ですが、作家は脚本についても著作者と同様の権利を持ちます(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)。脚本を上演したい場合には、利用者は、脚本家だけ

ではなく原作小説の作家からも許諾を得ることが必要です(ただし、文化祭の演劇などに適用される特別なルールがあります。これも別の回で説明します)。

譲渡権

「著作物(複製物を含む)を勝手に公衆に譲渡するな」といえる権利です。友人に書籍をあげる行為は、公衆への譲渡にはあたりません。また、著作物が一度公衆に譲渡されると、その後の譲渡には譲渡権は働きません。古本屋が不特定多数に向けて書籍を販売していても、譲渡権侵害にはならないのです。

頒布権・貸与権

頒布権は映画の著作物の複製物の譲渡・貸与に関する権利で、譲渡権・貸与権は映画以外の著作物の複製物の譲渡・貸与に関する権利です。

口述権

公に口述をする権利です。授業の中で、先生がクラスの生徒たちに向かって物語を朗読する行為は、口述にあたります。

上映権

著作物を映写幕その他のものに上映する権利です。スクリーンへの投影や、ディスプレイへの表示なども含まれ、「公に」上映する行為が対象となります。

展示権

美術作品と未発行の写真の原作品を公に展示する権利です。美術作品の写真は現作品ではないので、これを展示しても展示権の侵害ではありません。

今回は、著作権の中身についてお話ししました。次回は、「誰が著作権を持っているのか」というテーマで説明する予定です。

(写真撮影：中村ハヤト)

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ まみ)

日本と米国ニューヨーク州の両方の弁護士の資格を持つ。高樹町法律事務所所属。出版、放送、映像、演劇、音楽、ゲームなど、アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。著作権に関する各種メディアでの執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、通常の弁護士業務の傍ら、小中高の子どもたちを対象にした法教育の活動を続けている。

高等学校情報科における授業実践

東京都立小平高等学校 教諭
小松 一智



学習指導要領と著作権授業

著作権については、小学校から学ぶことになっている。現行の学習指導要領解説によると、国語、音楽、図工において「著作権」「著作物」「著作者」「知的財産権」というキーワードが出ており、利用するにあたりこれらを尊重する態度を育成するようになっている。中学校でも音楽、技術において「知的財産の保護と活用」などといったキーワードが出てくることから、発達段階に応じた学習が求められていることがうかがえる。高校段階においては、どのような授業を行えばよいのだろうか。情報Ⅰの学習指導要領解説では次のように示されている。

(1) 情報社会の問題解決

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法を身に付けること。

(イ) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

(ウ) 情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決する方法について考えること。

(イ) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。

(ウ) 情報と情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の構築について考察すること。

教科書では、どうしてもさまざまな権利の名称を載せざるを得ないが、そのような権利の名称とその内容を覚えさせればよいのではないことが読み取れる。情報を教え始めた頃は「公衆送信権があるから勝手にSNSにアップしてはいけないよ」というように情報モラルと関連付けた授業を行っていたが、現在ではこのような授業は行っていない。そもそも人が作った法律であるため、その時代に応じて変更されるからである。分かりやすい例が、TPP11をきっかけに著作権の保護期間が変更されたことだろう(TPP11協定)。だからこそ、このような権利がなぜ必要になるのか、どういった内容なのかなどを理解してもらったほうが、より著作権を理解し、身近なものとして意識してもらえると考えるからだ。



実際に行った授業について

2023年度に実施した情報Ⅰの授業では、問題解決と関連付けた内容とした。まずは図にあるような導入からのスタートである。

ここでは、SNSなどを利用して誰もが情報を発信するようになってきているため、著作権を侵害することなく情報発信するために知的財産権について理解を深める必要があると、社会とのかかわりを踏まえて、授業で取り扱う必要性を示しつつ、身近なものであることを意識させた。

生徒にとっては、小学校や中学校でも学んでいるため、「また著作権…」「やってはいけないことが多

図 導入で使用したスライド



くて面倒くさい…」「覚えることがたくさん…」と感じていると思われる。実際に、こちらから「たくさん権利があって大変だという印象がありませんか？」と問いかけると頷いてくれる生徒がとても多い。そこで、実習として、著作権を含めた「知的財産権制度がない世の中はどのような世の中になるだろうか」を考えてもらうことにした。なお、考えてもらう前に「著作権や知的財産権といったものは法律ができるまでは存在しなかった。そのような頃はどんな様子だったのだろうか。合わせて考えてみよう。」と付け加え、法律や権利は誰かが作ったものであることを意識させた。深く考えてもらいたいため、グループでの話し合いとし、出てきた意見をスライドにまとめてもらうことにした。

この実習ではさまざまな意見が出て盛り上がるのでとてもおもしろい。例えば、「パクリが多くなる」「どれが本物なのか分からない」といった問題点も出るが、「二次創作やスピンオフが増える」「より発展的なものが増える」のように前向きにとらえる意見も出てくる。また、「クラスTシャツにキャラクターを使える」「自由に使えて便利」などと、今までは著作権や知的財産権に配慮していたことに対する不満が噴出することもある。

そのような意見から、著作物を利用する側として考えていることがうかがえる。前述したとおり、高校生段階としては利用者としての観点だけでなく、権利の必要性やその内容なども理解してもらいたい。そこで、次に自分がクリエイター(権利者)として生計を立てるとしたらどのような権利があってほしいかを考えてもらった。

権利については、漠然とではなく、深く考えてほしいので、一つの職業を具体的にイメージして考えるように促した。こちらもグループで話し合い、出てきた意見をスライドにまとめてもらうことにした。先ほどまでとは異なり、この実習では権利者側の意識で考えてもらうことができた。興味深いのは、一つ目の実習では利用するにあたり「面倒くさい」「もっと自由に利用したい」というような考えから知的財産権制度がない方がよいという意見が多かった

のだが、「使用料をとりたい」「独占したい」という意見が出てくることである。生徒からの意見に対し、「それは複製権」「これは公衆送信権」「それは特許権」と補足することで、自分たちの考えた権利がすでに著作権や特許権などの権利に含まれていることを理解してもらうようにした。ここで意識してもらいたいことは、著作権であれば第一条(目的)にある「もつて文化の発展に寄与することを目的とする」ために必要な権利として著作権があるということである。つまり、著作者が次々と作品を創るためには、著作物を創ることで生活できなくてはならず、そのことによって文化が発展するということである。この視点が高校生段階にとって必要で、著作権や知的財産権を身近に感じるができる方法だと考える。

授業を実践したことによる生徒の反応

授業の終わりに振り返りをしてもらったが、そこでもしっかりと考えてもらえたことがうかがえる。

- ・今回の授業でもし知的財産権がなかったらというテーマで話し合ったとき、多くの問題点が上がったため、一人一人がその権利を守るために理解を深めなければいけないと感じた。
- ・著作権は、模倣品を防ぐためだけだと思っていたが、複製の許可や公衆に発信する権利など、作品にかかわる権利を幅広く網羅していることが分かった。
- ・好きな漫画やゲームの作品を守るためにも著作権などについてしっかり学んで理解することが大切なんだなと思った。
- ・中学生のときに学んだはずの知的財産権をすっかり忘れてしまっていたので、また一から学び直す必要があることに気づいた。財産権や著作権について真剣に向き合ったのが初めてなのでこういった権利があることで私たちの生活は保護されていることを学んだ。

以上が、利用者からの視点だけでなく、権利者としての視点を取り入れることで知的財産権を身近に捉え、理解を深める授業実践の一例である。この授業実践が、皆さんが知的財産権の授業を実施するにあたり、参考になれば幸いである。



子どもたちのスマホと著作権

奈良県立教育研究所教育情報化推進部 主幹
奈良教育大学 客員准教授
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
初等中等教育専門ワーキング・グループ幹事

小崎 誠二

学校教育の急速なデジタル化

日本では、2010年頃からスマートフォンの普及がはじまり、15年近くたちます。スマートフォンは「スマホ」と略されて私たちの生活の中にすっかり浸透し、人々に親しみのある情報端末となりました。

新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的大流行)が宣言されたのは2020年3月でした。世界各国の学校は、一斉休校などの危機対応を強いられ、これまでにないスピード感でインターネットをはじめとするデジタル技術を活用する必要性に迫られました。日本では、まさにコロナ禍の直前、2019年1月にSARTRASが設立され、同年12月には文部科学省によるGIGAスクール構想の立ち上げがあり、世界に類をみない国家プロジェクトとして、国内の児童生徒全員に対して1人1台のデバイスを用意し、先生と子どもたちがクラウドを活用してつながり、

子どもたちのスマホ利用率

スマホの利用範囲は年々低年齢化していることが各種の調査から明らかになっています。2023年12月に、小・中・高校生を対象として簡単な保有・利用調査を実施しました。全学年2クラス以上の規模の学校4校を無作為抽出し、各学年2クラスの児童生徒を対象としてWebの回答フォームで実施しました。図1はスマホの所有率やインターネットの利用状況の結果をまとめたものです。

学校や年齢よりも、地域や家庭環境の違いによる影響がとても大きいようにも思いますので、スマホをテーマに多くを語ることは難しいですが、学校教育における著作権教育の視点からの課題から、いくつか特徴的なものを取り上げてみます。

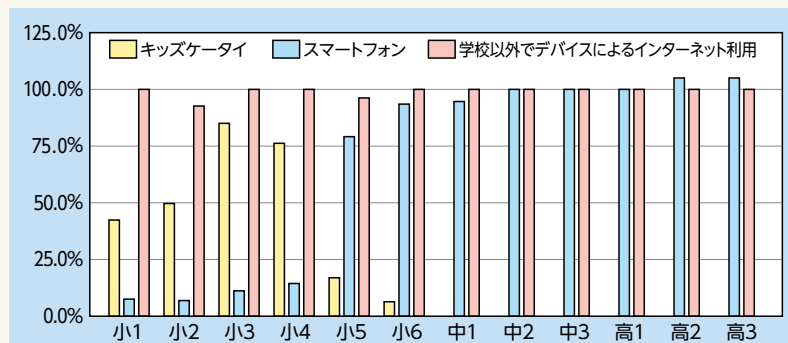
小学生低学年

課題 自分のものと他者のものとの区別がつかないことから生じる問題が多い。

この時期は、よいこともダメなことも、先生や保護者の言うことをそのまま受け入れていく大切な成長期です。自他のものの区別なくものを扱ってしまうことや、逆に共有のものを自分だけのものにしたがることもあるので、そのたびに粘り強く何度も何度も繰り返して、よいことと悪いことを指摘しなければなりません。

労力を惜しんで最初からスマホを利用できないようにしてしまって防ぐことは、「できることはやってもよいんだ…」とむしろ逆効果になってしまうことがあります。あらゆる場面で大人が、「こうしなきゃ」「これは使ってよいと了解をもらっていないからダメだ」など、子どもたちの目の前で口にしながら、大人が手本を見

図1 児童生徒の自分専用スマホ等の所有及びインターネット利用状況



2023.12 1学年2クラス規模の学校を無作為抽出 奈良教育大学教職大学院 教育DX研究室調べ

せていくことがとても大切です。大人の振る舞いがそのまま子どもの体験になりますので、特に学校の先生は、自身がいつでも自然に著作物を扱えるように、高いリテラシーが求められます。

小学生高学年

課題 他者の気持ちを考えていないことから生じる問題が多い。

図2のとおり、情報の扱いについては自分よりも大人のほうがよく分かっているという時期です。忘れ物をしたときに貸し借りをするなど、自らの判断で他者と交流し、関係性の中で成長します。借りたときにきちんと返す、使うときには適切に使う、自分のものも他者のものもどちらも大切に扱う、という日頃の心がけを大切にしながら、身の回りにあふれる著作物をネタにして、まさに食育で命や生産者の皆さんに感謝することと同様に、ものには著作者がいるということを気づかせ、「これを創った人はどんな人だろう」「どんな思いでこの作品は生まれたのかな」などと常に触れることが大切です。校内の環境や先生の教材などの制作物も、全てが著作権教育の素材です。日々の私たちの生活が、著作物に囲まれて、豊かな人生を送ることができていることに気づくことができれば素晴らしいと思います。

中学生

課題 おもしろがってふざけることから生じる問題が多い。

デバイスなどの操作に長け、流行や新しいことは大人よりも自分たちのほうが知っているようになる時期だというのが図3からも分かります。現在はかなりの生徒がこの時期にスマホデビューを果たすようですが、同時にゲームと動画共有サービ

インターネット上の情報を一番正しく扱えるのは誰ですか

図2 小学校5年生

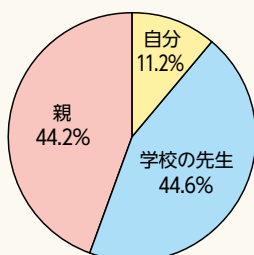


図3 中学校2年生

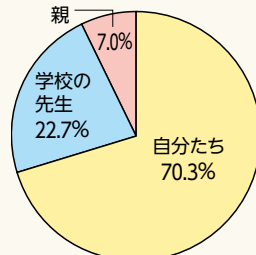
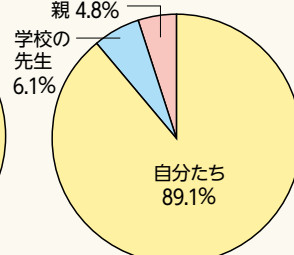


図4 高校2年生



2023.12 奈良教育大学教職大学院 教育DX研究室調べ

(イラスト: 鈴木智子)

ス潰けとの闘いにもなります。ゲームやサービスの提供内容がよくないものも存在しますが、そもそもはその行為自体よりも、その行為によって「しなければならないことをしない、できない」「大切な成長期に健康が害される心配がある」ことが問題になります。検索、スクショ、加工、複写、転送、各種のデータを友達と共有することで楽しむことや人を傷つける手段として使うことなど、大人の目の届かないところで、スマホで情報交換しながらいろいろなことにチャレンジ? してしまうことにより、法に触れるレベルの問題になってしまうことが後を絶ちません。大人が常に気になることを話題にする、無関心ではないということを確認することから始める必要があります。ここでも、単純な禁止は見えないところに逃げるだけになりますので、適度な関わりとよい使い方を積極的に伝えることが大切です。

高校生

課題 後々問題につながることを考えていないことから生じる問題が多い。

情報の扱いについては、悪いことをする大人もマナーが悪い大人もいると考えるようになる傾向がますます強くなっていることが図4から分かります。高校生の課題は、大人が抱えている課題とほぼ同じであると考えてよいですが、自身がまだ大きな社会的責任を負っていない、守るべきものがないという点が、先のことを考えずに今の状況だけで判断してしまうという大きなリスクとなります。逆に経験が少ない分、純粋かつ素直によしあしを判断する、よい意味で大人とは違うと考えることができる時期です。著作権法についても、内容を覚えるのではなく、なぜこのようなルールになっているのかを自分たち

で考えることができると思いますので、「私たちがもっと自由にたくさんの著作物を利用するときや、自らが著作者になったときに、著作権法をどう改正したらよいか」などを、授業で著作物を扱うときやプレゼンテーションデータを作成する機会などに、楽しく議論できることが望ましいと思います。



著作権お悩み相談室

このコーナーでは、SARTRASにお寄せいただいた質問から、お問い合わせが多いものや重要と思われるものを取り上げて、SARTRAS 著作権アドバイザーが解説をします。



Q.1

学校では、国語や社会といったいわゆる教科のほか、学級活動や総合的な学習の時間などもあります。これらは学習指導要領に記載されているものですが、補償金制度の対象となるのでしょうか。

A

はい、対象となります。初等中等教育においては学級活動やホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事などの学校が特別活動として実施するもの、部活動や課外補習授業はこの制度でいう授業に含まれます。

一方で、教職員会議や保護者会、あるいは入学志願者に対する学校説明会での模擬授業等はこの制度でいう授業には含まれませんのでご注意ください。▶参考：〈運用指針〉p.7

Q.2

私はICT支援員で、PCを利用して授業で使う資料を作成したり、配信のお手伝いをしたりしています。補償金制度では、複製や配信は先生がしなければならないことになっているようですが、ICT支援員でも大丈夫でしょうか。私は企業(株式会社)から派遣されており、教員資格も持っていません。

A

確かに著作権法では「教育を担任する者及び授業を受ける者」となっています。しかし、学校の管理が及ぶ範囲で、教育を担任する先生の指揮の下に、先生をサポートする立場にあるICT支援員や学校職員のかたが資料を作成したり配信したりする場合は、教育を担任する先生が行っているとして差し支えありません。

株式会社から派遣されているということについては、学校等の教育機関自体が非営利であることは必要ですが、左記の範囲内であれば、そこで実際に授業を支援するかたが株式会社の社員であるか、教員資格を有しているかどうか、といったことは特に問題にはなりません。

▶参考：〈運用指針〉p.8

参考

補償金制度の範囲内となる基本的な要件は？

著作権法(第35条)では、次のようになっています。

- ①学校その他の教育機関
- ②教育を担任する者及び授業を受ける者
- ③授業の過程において
- ④授業に必要な限度内
- ⑤著作権者の利益を不当に害さない

今回は②と③を取り上げましたが、このようにいくつかの要件がありますので、実際の教育現場での複製

や配信の際は本制度の〈運用指針〉に沿った利用が必要となります。〈運用指針〉の範囲外のご利用をご希望の場合は、それぞれの権利者の許諾を得てご利用いただく必要があります。

〈運用指針〉は、下記のURLか二次元コードからご覧になれます。

「改正著作権法第35条運用指針
(令和3(2021)年度版)」

<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>



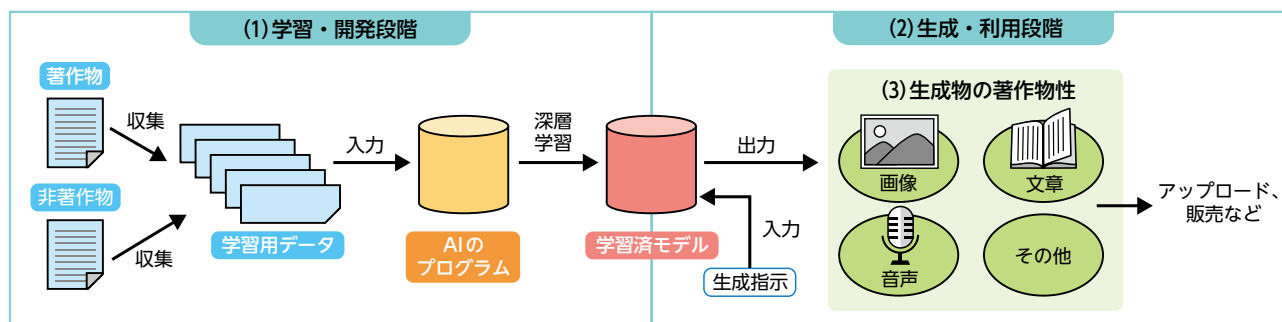


問題の所在

生成AI(Generative AI)は、さまざまなコンテンツを生成できるAIのことを指します。生成AIの急速な発展は、私たちの社会に対してさまざまな問題を提起しており、著作権との関係では次のような問題が存在します。まず、生成AIの開発過程では、人間には不可能な量のデータを学習しますが、その学習データの中には著作権で保護されている既存の著作物が含まれていることがあります。これにより、著作権との関係で問題が生じます。また、生成AIが出力する生成物には、文章、画像、音声、音楽、動画など、人間が創作してきた表現物と同様のものが含まれます。これにより、生成AIが出力した生成物を利用する場合に、どのような場面で既存の著作物の著作権を侵害するのか、また、生成物に独自の著作権が生じるのはどのような場合かといった問題が生じます。

知的財産とAI全般の課題について、政府では現時点(令和6年1月10日)で、内閣府の知的財産戦略推進事務局の「AI時代の知的財産権検討会」で検討が進められています。特に著作権に関しては、文化庁の文化審議会著作権分科会において法解釈上の論点を検討し、年度末までに一定の考え方を示す方向で動いています。以下では、上記の問題を(1)学習・

図 生成AIの各段階



(写真: ゲットイメーجز)

開発段階、(2)生成・利用段階、(3)生成物の著作物性に分けて、現時点の主な論点を紹介します(図参照)。

各段階における主な論点

(1)学習・開発段階：著作権法第30条の4は、いわゆる「非享受目的」の利用について著作権を制限しており、この規定はAI学習における機械学習にも幅広く適用されます。このため、「機械学習パラダイス」という言葉が生まれたほどです。しかし、著作権者の利益を不当に害する場合、権利制限の適用が受けられないという「ただし書」も存在します。この規定の適用範囲については、生成AIの急速な発展を受けて著作権者から深刻な懸念の声が上がっており、その適用範囲を明確化するための議論がなされています。

(2)生成・利用段階：著作権侵害の成立要件の一つである「依拠性」(既存の著作物をよりどころにしたかどうか)などを中心に議論がなされています。依拠性については、①AI利用者が既存の著作物を認識していた場合と、②AI利用者が既存の著作物を認識していなかったがAI学習用データに含まれていた場合、に分けて議論が行われています。

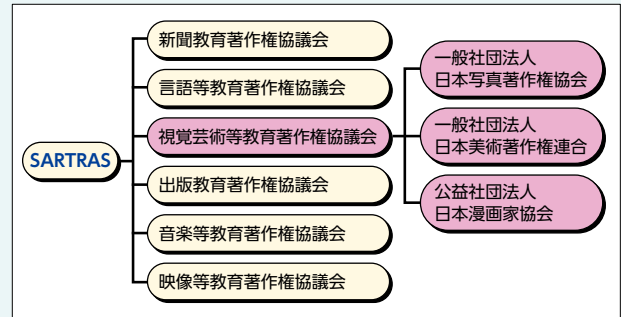
(3)生成物の著作物性：AI生成物が著作物として保護されるには、創作意図と創作的寄与が必要です。創作的寄与の有無を判断する要素の例として、①指示・入力(プロンプト等)の分量・内容、②生成の試行回数、③複数の生成物からの選択といったことが検討されています。

文化庁による検討は、この記事が発行される頃には公開されているはずです。どのような内容になっているか、生成AIに占ってもらうのも一興でしょう。

SARTRAS 会員 6協議会の紹介(1) 視覚芸術等教育著作権協議会



SARTRAS 会員6協議会について
6回にわたってご紹介します。



視覚芸術等教育著作権協議会を構成する写真、美術、漫画の3つの著作権団体を以下にご紹介します。私たち視覚芸術分野の3団体は、写真、美術、

漫画の作品が授業で幅広く活用され、児童生徒たちの豊かな感性の醸成に役立つことを希望しています。

一般社団法人日本写真著作権協会 棚井 文雄 (常務理事・写真家)

○ 著作物の保護と利用

一般社団法人日本写真著作権協会(JPCA)は日本の主要な写真11団体を会員とし、前身である組織から60年の歴史を背景に、写真著作権の擁護と写真作品の適正利用をはかっています。

さらに、インターネット、SNSによる写真の拡散が急激に進み、近年の生成AI画像などの動きも加速していることから、著作物の利用と保護のバランスが大切であり、利用される方々への著作権と著作物への理解を進めるための活動を行っています。

○ 教育現場との関わり

① セミナー開催

写真作品を利用して下さる方々、写真家・写真関係者へ向け、写真著作権の理解と写真の適正利用をしていただくために、社会教育施設(美術館)や大学の芸術学部、写真専門学校での講義や、一般の方々へ向け写真著作権セミナーを全国で開催しています。

② 広報誌「JPCA NEWS」(年4回発行)の配布

写真分野に限定せず著作権をできる限り分かりやすく理解いただくため、著作権者による原稿のほか、利用者の立場の方々へのインタビュー記事などを掲載しています。また、日頃より写真・美術関係者や、小中学校・高校・大学の教員の方々との情報交換を行い、写真、美術関連団体のほか、ご希望の教育機関への広報誌の提供も行っております。



③ 教育番組への協力

教育現場における著作権啓発活動への積極的な協力を行っています。「写真のコピーと著作権」をテーマにしたNHK教育番組のアーカイブが以下のサイトからご覧になれます。

「どうして許可をとるの? ~著作権~」

〈あらすじ〉ペットのフォトコンテストをSNSで募集する際に、ネットから無断コピーした写真をSNSへ投稿しようとするが…。

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005180464_00000



④ 教育利用写真アーカイブ

SARTRASの「授業目的公衆送信補償金制度」は、JPCA前常務理事・瀬尾太一が先頭に立って働きかけを行ったことで動き出した制度です。JPCAは、並行してこの制度での授業における利用を目的とした「教育利用写真アーカイブ」の構築を進めてきました。

このアーカイブはすでに公開されていますので、今後、教育現場からのご希望をお聞きしながら、写真家たちへ協力を呼びかけ、利用可能な写真作品を充実させていく予定です。



学校の他の教育機関において
授業に活用する目的に
写真家協会が一次を提供するが1次のみ

JPCA
教育利用
写真アーカイブ

利用目的：社会教育機関が、授業目的の公共施設利用等管理
協会「SARTRAS」に対し、授業料支払いの申請及び
実用を行うことを前提とします。
※利用の詳細については、利用規約を参照ください。

JPCA 一般社団法人
日本写真著作権協会

「JPCA教育利用写真アーカイブ」
<https://archive.jpca.gr.jp/login>

写真著作権セミナー講師の派遣や、「JPCA NEWS」
「JPCA教育利用写真アーカイブ」に関するお問い合わせ
せは、こちらまで… <https://jpca.gr.jp/contact/>

一般社団法人日本写真著作権協会 会員団体

- ・公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
- ・公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
- ・一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
- ・日本肖像写真家協会 (日肖像)
- ・一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
- ・全日本写真連盟 (全日写連)
- ・一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
- ・一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
- ・日本風景写真協会 (JNP)
- ・公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
- ・一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

(写真家登録者数 約18,000名)

一般社団法人日本美術著作権連合 梅 憲男 (事務局長)

○ 一般社団法人日本美術著作権連合(美著連)とは

美著連は1965年9月に結成されました。本に掲載された絵が出版社から返却されなかったり、画家への断りなく絵が描き換えられたりしていた頃のことです。結成時の声明文には次のようにあります。「美術家の著作権が非常に低い認識の元におかれている現状について、美術家自身も使用者側も反省しなければならない。著作権法が全面改定される気運に際して、我々美術家は実情を訴え、資料を提供し、できるだけ完全な新法の誕生に協力しなければならない。新著作権法施行後も長くこれを尊法して著作権を守り、やがて常識化するに至るまで全美術家を挙げて協力し努力しなければならないと痛感する。この目的のため美術著作権連合を結成する」

結成時の理事長は武井武雄、事務長は太田大八。その志は今も受け継がれています。2016年11月に一般社団法人となり、現在、会員数は約9,000名、理事長は絵本作家のあんびるやすこです。

○ 美著連の構成団体

- ・一般社団法人日本美術家連盟(日美連)
美術作品の制作を職能とする美術家の団体。

- ・公益社団法人日本グラフィックデザイン協会
印刷物や広告、ロゴ・マーク、WEB等を創作するグラフィックデザイナーの全国組織。
- ・一般社団法人日本児童出版美術家連盟(童美連)
児童出版物向けの絵を制作する画家の職能団体。
- ・一般社団法人東京イラストレーターズ・ソサエティ(略称TIS)
商品や書籍・ポスターなどに使われるイラストを描く画家の職能団体。
- ・一般社団法人日本図書設計家協会
装丁・装画から印刷・造本までのブックデザインを手掛けるクリエイターの職能団体。
- ・一般社団法人日本出版美術家連盟
雑誌や新聞、書籍等に、挿絵や口絵、表紙絵を描く画家の職能団体。
- ・一般社団法人日本理科美術協会
図鑑等に科学資料に基づく精密な絵、イラストを描く理科系美術家の職能団体。

○ 著作権に関する取り組み

① 氏名表示を巡る問題

主に出版媒体に掲載されているイラスト、挿絵等の場合、作品の直近に氏名表示がないケースが常態

化しています。美術作品は美術家が生命を吹き込んだ、いわば自分の分身ともいべき創作物です。2023年に初めて授業目的公衆送信補償金が各分野の分配業務受託団体を通じて権利者個人に分配されましたが、美術においては、氏名表示がないために権利者が特定できず、分配できないケースが非常に多くありました。美著連は、機会あるごとに関係媒体に氏名表示を働きかけていきたいと考えています。



あんびるやすこ(童美連)



「煌煌淡墨櫻」四曲一隻屏風 中島千波(日美連)



『老人と海』新潮文庫装画
イラストレーション 影山徹(TIS)

②著作者人格権不行使特約、著作権譲渡を巡る問題

企業や団体との制作契約において、クリエイターはしばしば著作者への配慮を欠いた著作者人格権不行使特約や著作権譲渡の規定を含んだ契約を強いられます。著作者人格権はクリエイターの尊厳、心を守るための権利です。美著連は、経済的に弱い立場にあるクリエイターの財産的権利はもとより、精神的権利のさらなる擁護に努めていきます。

公益社団法人日本漫画家協会 笹平 直敬 (事務局長)

○日本漫画家協会とは

公益社団法人日本漫画家協会は正会員数3,376名(2023年11月30日現在)を擁し、マンガの普及、創作活動奨励、調査研究、国際交流を通じて文化の発展に寄与することを目的として活動しています。また、言語・美術分野の著作権等管理事業者として、権利をお預かりした漫画家の作品に関する著作権等管理事業も行っています。

○マンガと著作権

自分が好きなアニメや映画、TVドラマ、ゲームがマンガを原作としていることに気づく機会は多いと思います。今やマンガは「コンテンツビジネスの競争力の源泉」ともいえます。

マンガの利用形態としては、出版(紙・電子)、また、二次流通としてのアニメ化や実写化、ゲーム化、商品化等があります。日本のマンガは個人の卓抜したアイデアと技量から生み出されるという独自の

発展を遂げてきましたが、チームプレーというより漫画家個人の創造性により創作されるマンガから多くのコンテンツが派生してきているのは、マンガの著作権が「権利の束」であり、マンガはその各支分権が利活用されることでIP(知的財産)ビジネスの「幹」として「枝葉」を伸ばしてきた、という解釈も可能だと思えます。マンガを取り巻く著作権および利用形態について概観すると図1のようになります。

○マンガを利用する場合の注意点

①マンガ＝美術の著作物＋言語の著作物

教育現場でマンガを利用する場合、「授業目的公衆送信補償金制度」対象の利用を含め、著作権法に明記された権利制限規定に該当しない場合は著作権者の許諾を得る必要があります。例えば、生徒の興味を喚起するため、「学校だより」等にマンガの著名キャラクターを利用する場合、漫画家の個性が発揮され、絵として具体的に表現されているものは美術



の著作物にあたります。また、セリフ部分は極めて短い文章やありふれた表現には著作物性は認められませんが、漫画家の個性が表出した創作的表現が認められれば言語の著作物にあたる場合があります。

マンガの著作権は原則、その作品を著作した漫画家に帰属します。作品やそこに登場するキャラクターを利用したい場合は、作品の著作権者に許諾を

図1 マンガの利用と著作権

出版権：著作権者(漫画家)は契約により出版者に出版する権利を付与できる		
第1号出版権(紙の出版)	出版権を設定された者は他者の複製行為を禁止できる	
第2号出版権(配信型電子出版)	出版権を設定された者は他者の公衆送信行為を禁止できる	
その他の二次利用	利用方法	漫画家の著作(財産)権
映像化	TV・劇場・配信用アニメ化および実写化	翻案権
インターネット配信	映像化した作品のインターネット配信	複製権・公衆送信権・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利
ビデオグラム化	映像化した作品のDVD・Blu-ray Disc化	複製権・頒布権・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利
商品化	キャラクターを付した商品・サービスの提供	複製権・翻案権・譲渡権
舞台化	舞台化・2.5次元舞台化・ミュージカル化	複製権・翻案権・上演権
翻訳出版	マンガの翻訳作品を出版	翻訳権・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

得る必要があります。連絡窓口は漫画家本人、漫画家のプロダクション、その他著作権者等、ケースバイケースですが、作品が掲載された雑誌・書籍を発行する出版社に問い合わせるのが一般的です。なお、出版社が不明な場合等、諸手続きに不安・不明点があるときは、当協会にご相談ください。

②二次創作と著作権

日本の著作権法にはパロディという理由での無許諾利用を認める明確な規定はなく、著作権(複製権、翻案権)の侵害にあたるおそれがあります。

また、著作者の氏名の非表示、著作者の意に反する改変は、前者は著作者人格権のうちの氏名表示権、後者は同一性

保持権の侵害にあたるおそれがありますので二次創作活動ではご注意ください。漫画家を含むクリエイターにとって、著作物は自分の分身なのです。



SARTRAS Information

- 令和6年度授業目的公衆送信補償金申請のご案内
令和6年度の授業目的公衆送信補償金の申請は5月1日より受付を開始いたします。
利用される教育機関設置者の皆様は、7月31日までに、補償金等登録・申請システム「TSUCAO(つかお)」より申請をお願いいたします。補償金算定対象者数は5月1日時点の在学者数となりますのでご注意ください。
申請前に、「授業目的公衆送信補償金規程」および「授業目的公衆送信に関する著作物利用規約」をご確認ください。
・補償金等登録・申請システム(TSUCAO)ページ
<https://sartras.or.jp/tsucao/>
- 『さあとらす』専用連絡フォームのご案内
専用連絡フォームからは、下記に関するご連絡を受け付けております。必要事項をご入力の上、お送りください。
・本誌の内容に関するご感想、ご意見について

誌面の内容に関するご感想、ご意見をお寄せください。また、著作権や著作隣接権に関する疑問やご質問がございましたら、お知らせください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

- ・本誌追加送付について
本誌の追加送付をご希望の場合は、ご希望数をお知らせください。無料でお送りいたします。
※なお、数に限りがございますので、ご希望に沿えない場合がございます。
- ・著作権教育の実践例を募集しています
各教科の授業や特別活動、総合的な学習の時間等での取り組みをお寄せください。お寄せいただいた取り組みは、ご連絡のうえ、本誌でご紹介させていただきます。
- 『さあとらす』PDF版および専用連絡フォーム
<https://sartras.or.jp/chosakukenjohoshi/>



(写真：photoAC)



本誌はSARTRAS共通目的事業・自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS

- p.2 Creator's Message みふねたかし
- p.4 親しもう！ 教育と著作権
第2回 著作権の中身 唐津 真美
- p.6 著作権授業へのチャレンジ！
高等学校情報科における授業実践 小松 一智
- p.8 スマホと著作権
子どもたちのスマホと著作権 小崎 誠二
- p.10 著作権お悩み相談室
- p.11 生成AIと著作権の今 今村 哲也
- p.12 SARTRAS会員6協議会の紹介(1)
視覚芸術等教育著作権協議会
- p.15 SARTRAS Information

●LINEは、LINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。



編集後記

1月に第1号を発行し、早速感想をお寄せいただいております。「著作権について改めて共通の認識を持つために本誌を活用したい」、「連載の解説が分かりやすく、次号も楽しみにしている」といったお声も伺うことができ、著作権に関心を持っていただけていることを嬉しく思います。さまざまな切り口から著作権を見つめていただけるよう、今回の第2号からCreator's Messageや新たな連載を開始いたしました。教育現場の皆様読んで良かったと思っていただける誌面を目指していきますので、今後も皆様の感想をお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。(1)

～学ぶ・使う・活かす～

教育現場のための著作権情報誌

さあとらす vol.2

2024年3月31日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

URL：<https://sartras.or.jp>

編集/制作協力：東京書籍株式会社/あすとろ出版株式会社

デザイン：宮田泰之

Copyright©2024 SARTRAS All rights reserved.

コード番号 92792

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。